

サイバー攻撃を認知した際は、「警察への通報」を！ ～パブリック・アトリビューションによるサイバー攻撃対策～

警察では、国境を越えて敢行されるサイバー攻撃への対処として、
パブリック・アトリビューション
という取組を行っています。


パブリック・アトリビューションとは


国家の関与・支援が疑われるサイバー攻撃について、その実行者と所属する国家機関等を特定・公表する取組のことです。

警察では、サイバー攻撃事案を認知した際、サイバー攻撃を受けたコンピュータ等を解析し、その結果や捜査の過程で得た情報等を分析することによって、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めています。

実態解明によって得られた情報を活用し、「パブリック・アトリビューション」を実施することで、サイバー攻撃の抑止を図っています。

過去の事例

・令和6年12月 警察庁は米国捜査機関（FBI等）とともに、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「TraderTraitor」が暗号資産関連事業者から暗号資産を窃取していたことを特定し、合同で文書を発出。

・令和7年8月 警察庁は米国など12か国と共同で中国を背景とするサイバー攻撃集団「Salt Typhoon」が各国の政府や電気通信事業者などを標的に長期間にわたって情報を窃取していたことを特定し、合同で文書を発出。



警察に通報することによって、被害復旧に影響はないの？

警察は、被害企業の意向を最大限尊重いたします。
業務への影響が最小限となるよう、警察からはログの保全等必要最小限の願いをし、対応が落ち着いた頃に詳しい聴取を行うなど、早期の被害復旧に配慮した捜査を行っています。



どこに通報したらいいの？

管轄の警察署（音声ガイダンス7番）への通報をお願いします。
緊急時は110番通報を！



警察への通報がさらなる攻撃を食い止めるための大きな一歩となります！